

令和2年 7月16日
九州地方整備局

記者発表資料

福岡県警察本部からの要請による
公共事業等からの排除措置について

九州地方整備局は、福岡県警より「国土交通省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」による排除要請を受けたため、同合意書に基づき、滉王（株）（所在地 福岡県久留米市）に対して指名を行わないことを通知しました。

詳細は以下のとおりです。

記

- 商号又は氏名 ひるたか 滉王株式会社
所在地 福岡県久留米市三潴町西牟田6333番地21
代表者 代表取締役 江頭 伸明
- 排除措置年月日 令和2年7月16日
福岡県警察本部から排除要請の取消がなされる
までの期間
- 排除措置の範囲 九州地方整備局管内
- 排除措置理由 福岡県警察本部から、上記建設業者について、暴力団関係業者に該当するとして排除要請があったため
(別添参照)

問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局
総務部 契約課長かまき かずひろ
構木 和宏 (内線 2511)

TEL. (092) 471-6331 (代表)

TEL. (092) 476-3509 (直通)



別記様式第1号

福警組対第5366号
令和2年6月19日

国土交通省大臣官房会計課長 殿

福岡県警察本部暴力団対策部長



「国土交通省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」に
基づく排除要請について

下記の者について「国土交通省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」に規定する暴力団関係業者に該当する事実を確認したので、同合意書第5第1項の規定に基づき、国土交通省が行う公共事業等からの排除を要請します。

記

1 商号又は氏名

ひろたか
湊王株式会社

2 所在地

福岡県久留米市三潞町西牟田6333番地21

3 代表者

代表取締役 江頭 伸明

4 該当する理由

役員等が、暴力団構成員と「社会的に非難されるべき関係を有しているとき」に該当する事実を確認した。

5 その他

- (1) 上記の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当しない者である。
- (2) 対象暴力団構成員は指定暴力団道仁会幹部である。
- (3) 上記4の役員等は、事実上経営に参画する者として該当する山田重人である。